

感染症の予防及びまん延防止のための指針

医療法人仁和会

訪問看護ステーションこうなん

基本方針

医療法人仁和会訪問看護ステーションこうなん(以下「事業所」という)は、利用者及び従業者等(以下「利用者等」という)の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

また、医療法人仁和会の院内感染対策委員会に属し、感染マニュアル、職員研修、感染対策などについて準じて行うものとする。

I、目的

感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応などを病院・事業所などにおける感染予防対策体制を確立し、適切かつ安産で、質の高いサービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・BCP（感染症業務継続計画）等のマニュアル・運営規程および社会的規範を遵守するとともに、事業所における適正な感染対策の取り組みを行う。

II、基本対応

1、平常時の対策

(1)事業所内の衛生管理

- ・訪問車内、ドアノブ、机上、使用物品等除菌クロスで拭く。
- ・定期的な換気を行う
- ・勤務中、マスク装着の徹底を図る

(2)手指衛生(手洗いと手指消毒)の実施

- ・訪問前後、必ず手指消毒を行う。

(3)標準予防策(スタンダードプリコーション)の実施

(4)従業員の健康状態の確認(出勤前検温)

(5)利用者及び家族の健康状態の把握

(6)訪問看護当日、体調の確認をする

(7)感染の可能性がある場合は、荷物は最小限にして玄関でPPEを装着し対応。

III、注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下の通りである。

(1)利用者及び従業者にも感染がおり、媒介者となりうる感染症、集団感染を起こす可能性がある感染症

インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症など)、疥癬、結核等

(2)感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA 感染症)、緑膿菌感染症など

(3)血液、体液を介して感染する感染症

肝炎(C型・B型肝炎)等

IV、感染発生時の具体的な対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1)発生状況の確認
- (2)感染拡大の防止
- (3)医療措置
- (4)市町村への報告
- (5)保健所及び医療機関との連携

V、院内感染対策委員会への参加

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族などへの適切な対応を行うため、院内感染対策委員会(以下「委員会」という。)に参加する。

- (1)事業所における感染対策責任者は管理者とする
- (2)指針・マニュアルなどの整備・更新
- (3)感染症発生時の措置(対応・報告)
- (4)感染症対策実施状況の把握及び評価

VI、従業者に対する研修の実施

事業所を勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練(シュミレーション)」を院内感染対策委員会の企画または事業所内での研修により、以下のとおり実施する。

- (1)新規採用者に対する研修
新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。
- (2)定期的研修
感染対策に関する定期的な研修を年2回以上実施する。
- (3)訓練(シュミレーション)
事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

VII、指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧出来るようにする。またホームページなどにも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるよう配慮する。

附則

本指針は、令和6年7月1日から施行する。